

外国人労働者を雇用する事業主の皆さまへ
～結核を正しく知って健康的な職場づくりを～

結核 に注意しましょう

日本に滞在する外国出生者の結核が増えています

結核は過去の病気ではなく、今でも日本では年間1万人以上が発病しており、結核を発病した人の約1割が外国出生者です。入国後早期に発病する場合がありますが、ある程度経ってから発病することもあります。

※ 栃木県内は年間100人以上が発病。うち、外国出生者が約2割。

早期発見で 感染の拡がりを防止しましょう

- 雇い入れ時健康診断は早めに行いましょう。
- 定期健康診断（胸部エックス線検査）を実施しましょう。
- 健康診断で要精密判定であれば、受診勧奨を積極的に行いましょう。
- 体調が悪い場合は、上司などへ報告するよう事前に伝えておきましょう。

このような症状があるときは結核の可能性が あります 早めに医療機関の受診を勧めてください

● タンのからむ咳や発熱などの風邪のような症状が2週間以上続く

● 食欲がない、体重が減る

● 疲れやすい

● 顔色が悪い

● 微熱が続く



とちまるくん ©栃木県

● 近頃、寝汗をかく

「結核＝仕事ができない」ではありません

- 医療の進歩により、結核の治療方法は確立されており、結核と診断されても、複数の薬を6か月から9か月間毎日きちんと飲めば治ります。
- 早期であれば就労しながら通院治療ができます。

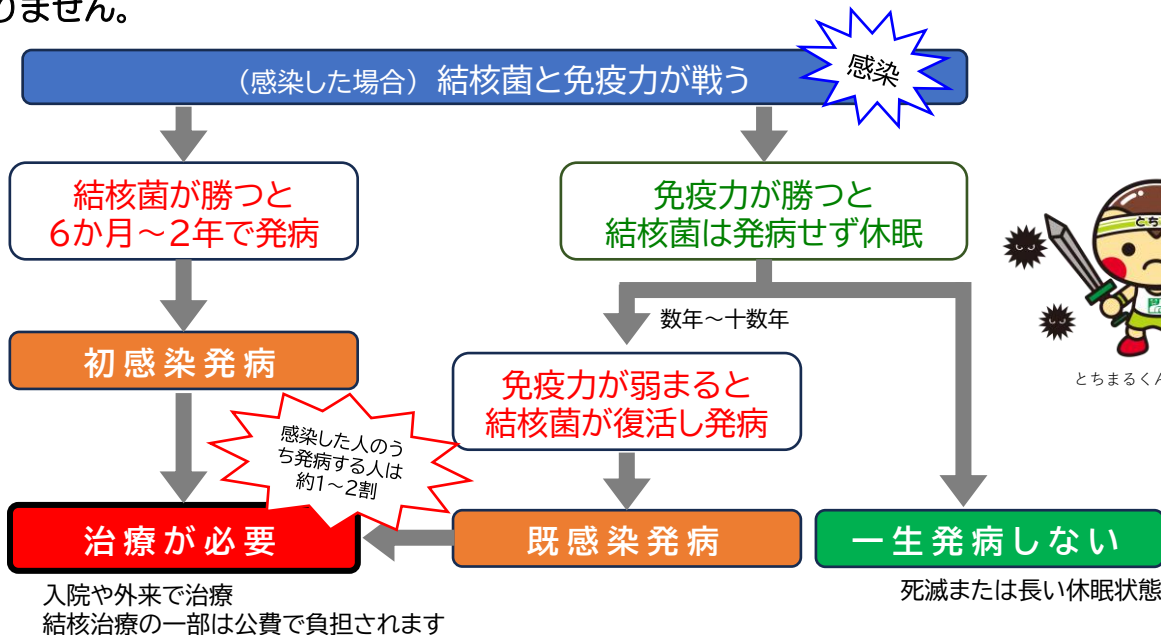
人権への配慮を忘れずに

- 文化や生活習慣の違いに配慮し、本人に寄り添った支援をしましょう。

職場で結核患者が発生したら

感染と発病

結核は、肺結核患者のくしゃみや咳によって、空気中に飛び散った結核菌を吸い込むことで感染します。感染しても発病していなければ、他の人に感染させる心配はありません。



(結核の常識 参照)

職場の対応

- 一緒に働く人の健康状態を確認し、体調が悪い場合には、早めに医療機関を受診することを勧めましょう。
- 保健所が調査を行うことがありますので、協力をお願いします。
(職場の同僚・顧客、同居者など、接触した人の状況を確認し、必要な方には検査や医療機関受診をしていただきます。)
- 物品や施設内の消毒は必要ありません。

結核について正しく知ることは、健康的な職場づくりにつながります

相談窓口 (管轄保健所)

相談があるときには、管轄保健所に御連絡ください。

名称	電話番号	管轄
県西保健所 (県西健康福祉センター)	0289-62-6225	鹿沼市、日光市
県東保健所 (県東健康福祉センター)	0285-82-3323	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県南保健所 (県南健康福祉センター)	0285-22-1219	小山市、栃木市、下野市、上三川町、野木町、壬生町
県北保健所 (県北健康福祉センター)	0287-22-2679	大田原市、那須塩原市、矢板市、さくら市、那須烏山市、那須町、塩谷町、高根沢町、那珂川町
安定保健所 (安定健康福祉センター)	0284-41-5895	足利市、佐野市
宇都宮市保健所	028-626-1115	宇都宮市